横浜市立大学医学部医学科部門設置要綱

制　　定　平成24年４月１日
最近改正　平成30年４月１日

（設置）

第１条　この要綱は、横浜市立大学学則第64条第４項に基づき、横浜市立大学医学部医学科に部門を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（設置部門及び名称）

第２条　部門は５部門とし、名称は以下のとおりとする。

（１）教養教育部門

（２）基礎医学部門

（３）臨床・病棟部門

（４）グローバル推進部門

（５）医学教育推進部門

（所掌業務）

第３条　各部門は次に掲げる業務のほか、その他医学科における教育に関することを所掌する。

（１）教養教育部門

ア　共通教養科目に関すること

イ　医学基礎教育科目の運営に関すること

（２）基礎医学部門

ア　基礎系科目に関すること

（３）臨床・病棟部門

ア　臨床系科目に関すること

イ　病棟実習の運営に関すること

ウ　国家試験対策、卒業試験等に関すること

エ　その他試験に関すること

（４）グローバル推進部門

ア　研究実習（リサーチ・クラークシップ）、医科学演習の運営に関すること

イ　海外大学等との連携推進に関すること

ウ　学生の語学力向上に関すること

（５）医学教育推進部門

ア　全学年に関わる教育課題に関すること

イ　医学科学生の学習･生活環境に関わること

ウ　総合講義に関すること

エ　ＦＤに関すること

オ　その他医学教育に関わる課題に関すること

（構成員）

第４条　各部門の構成員は部門長の指名に基づき、学術院医学群の教員の中から医学部長が任命する。

２　副部門長は構成員の中から部門長が指名し、医学部長が任命する。
３　副部門長は部門長を補佐し､部門長に事故があるとき又は部門長が欠けたときは、その職務を代理する。
４　構成員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会議の招集等）

第５条　医学教育センター長は医学教育センター会議における諸課題を協議するため、必要に応じ部門長を招集し、部門長会議を開催することができる。
２　部門長は部門が所掌する業務等に関し部門会議を定期的に開催するとともに、必要に応じ臨時会議を召集し開催することができるものとする。

（報告）

第６条　部門長は部門会議において協議、決定された内容等を医学教育センター会議に報告するものとする。

（担任）

第７条　医学部医学科に担任を置く。
２　担任は部門長が指名し、医学部長が任命する。
３　担任の体制、業務については別に定める。

（その他）

第８条　この要綱に定めるものの他、部門の運営について必要な事項は、医学教育センター会議において定める。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。